

全国適格消費者団体めぐり

日本列島を北から順にホームページで見っていきます

⑥ 消費者支援群馬ひまわりの会

<http://csnet-ishikawa.com/>

団体プロフィール

名称

特定非営利活動法人

消費者支援群馬ひまわりの会

所在地

群馬県
桐生市相生町3丁目121番地

組織概要（2015年2月1日現在）

個人正会員	111名
団体正会員	2団体
個人賛助会員	20名
団体賛助会員	0団体

主な活動の紹介

1. 沿革

1982年4月3日 サラ金被害者の会・桐生ひまわりの会として発足(任意団体)
2008年6月30日 非特定営利活動法人として法人格取得
2014年4月26日 定款変更を決議、適格消費者団体をめざす活動も開始
2014年9月12日 非特定営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会に名称変更

2. 事業者への申入れ活動

(専門学校への申入れ)

出願書の「入学を辞退する場合は、一般入学試験の合格者に限り入学金以外の納付金を返還します」という規定が消費者契約法9条1号に違反するものとして申入れをしました。

(探偵業への申入れ)

ウェブサイトの「悪質な詐欺を解決」「専門家による安心解決」「最近では中には少額訴訟を利用し、法務省など公的機関から注意喚起もでている手口で、架空請求ではありますが無視していると支払い命令が発生してしまうケースもございます。インターネット詐欺解決のプロフェッショナルである私達にご相談いただければ適切に対処解決へ導きます」などという表示が、景品表示法5条1号に違反するとして申入れをしました。

3. その他

適格消費者団体の活動を始める前は、クレジット・サラ金・ヤミ金の被害者の会としての活動があり、現在は、それに加え貧困や生活再建の問題にも取り組んでいます。

おねがい

2018年度（2018.4.1～2019.3.31）会費納入のお願い

とちぎ消費者リンクの活動と運営は、会員の皆様の会費によって支えられます。

会費は年度初めに納入をお願いしております。同封の振込用紙にてお振込みをお願いします。ただし、誠に恐れ入りますが、振込手数料は会員様にてご負担くださいますようお願いいたします。

引き続き、皆様のご支援をいただきますようお願い申し上げます。

個人正会員	（一口：3000円）	団体正会員	（一口：10000円）
個人賛助会員	（一口：1000円）	団体賛助会員	（一口：5000円）

（登録内容の変更、退会について）

すでに会員登録されている皆様で、住所の変更や会員の種類(正会員または賛助会員)の変更、および退会については、下記の事務局までご連絡ください。

加入お申し込み・お問い合わせ先

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク 事務局

〒320-0024 栃木県宇都宮市栄町1番15号 栃木県開発センタービル 2F 栃木県生活協同組合連合会内

e-mail : tochigilink@gmail.com URL : <http://www.tochigilink.org>

TEL/FAX 028-678-8000



特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク 会報

会員数（2018年5月末）：個人正会員 108名 / 団体正会員 14団体 / 個人賛助会員 10名 / 団体賛助会員 2団体

とちぎ消費者リンク

発行元：特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク 代表 山口益弘

第3回通常総会が終了しました

第3回通常総会が2018年4月21日（土）栃木県弁護士会館4階ホールで開催され、正会員118名中91名（委任出席を含む）の出席で、議案は全て賛成多数で承認されました。

第1号議案	2017年度事業報告並びに決算承認の件、監査報告
第2号議案	2018年度事業計画と予算の件
第3号議案	定款変更の件
第4号議案	役員改選の件

役員体制

理事長	山口 益弘	弁護士
副理事長	竹内 明子	栃木県生活協同組合連合会 会長理事
副理事長	鈴木 洋平	弁護士
理事	葛谷 理子	NPO 法人とちぎ消費生活サポートネット理事長
理事	島蘭 佐紀	弁護士
理事	白土美代子	宇都宮市消費生活相談員
理事	杉原 弘修	宇都宮大学名誉教授
理事	高岡 得郎	栃木県在住消費生活アドバイザー連絡協議会会長理事
理事	中田 和良	とちぎコープ生活協同組合 専務理事
理事	服部 有	弁護士
理事	北條 俊介	司法書士
理事	山田 英郎	NPO 法人とちぎ消費生活サポートネット理事
監事	丹羽 章泰	栃木県商工会議所連合会 常務理事兼事務局長
監事	竹田進之介	弁護士

消費者契約トラブル 110番 を実施します !!



2018年9月6日(木)
午前10時～午後4時

028-678-8000

《110番について》

- ・弁護士が電話対応します。
- ・消費者トラブルの要因となった勧誘行為・約款の情報収集です。助言のみの対応となります。事業者との間に立った交渉や斡旋解決は行いません。
- ・提供いただいた情報については、検討後、必要に応じて事業者の不当な勧誘行為・契約条項の是正取り組みを行います。
- ・この110番で取得した個人情報、その個人への追加の助言並びに聞き取りなど、本人への連絡が必要な場合のみ使用します。それら以外で使用する場合は、あらかじめ本人の同意を得ます。

こんな事例ありませんか



<チラシの不当表示の例>

美容チラシでリスクなく簡単に安心安全であると書かれているもの。「体にまったく負担がないので治療可能」「約20分で終了、翌日からメイクOK」など。

<契約書の不当条項の例>

1) チケットの販売ケースで

- ・「いかなる場合でもチケットの払い戻しは受け付けません」
- ・未成年者が契約をした（サービスを利用した）ときを想定し、「未成年者が契約したときには、事前に親権者の同意があったものとみなします」

2) 貸借のケースで

- ・「日常使用することにより生じた修理費用等であっても借主が負担する」

3) 家庭教師派遣で

- ・「解約を申し出ても数ヶ月間は解約を認めません」



総会記念講演「地域に根差した適格消費者団体を目指して」

講師：埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本 誠司 弁護士



埼玉消費者被害をなくす会理事長である池本誠司弁護士から、埼玉消費者被害をなくす会の活動の紹介をしていただいた後、適格消費者団体の在り方や課題についてご講演をいただきました。

1. 各都道府県に少なくとも1つの適格消費者団体を設立することを目指そう

地域に適格消費者団体が存在することは、地方自治体の消費生活センター、消費者行政の機能強化につながる、地域の消費者・消費者団体の活性化につながる。

2. 適格消費者団体が持続可能な活動を展開するには

官民行政のスリム化のための官民連携を超えて、市場における消費者の交渉力の充実・強化のために、行政が仕組みを作り、働きかけ、効果的な連携を図る必要がある。消費者団体訴訟制度は、従来は行政の役割とされてきた事業者の不当行為の是正という作用の一端を、それを担うにふさわしいとして国が認定した適格消費者団体に

差止請求権の行使という形で、実質的に担わせる制度であると評価することもできる。適格消費者団体は、行政における執行を補完する意味をもつ。

3. インターネット通信販売に対する差止請求権限の拡大

現行法は、通信販売事業者に対する差止請求権の対象は、誇大広告の禁止（特定商取引法12条）の違反行為のみ。インターネット取引のトラブルが増大している実情があり、都道府県の行政処分権限では、対抗困難な実情がある。そこで、表示すべきことが義務づけられるのにも関わらず表示していない場合などについては、差止請求ができるようにすべきである。

出前講座 を活用してみませんか

当団体の弁護士または消費者問題の専門家が、身近で発生している消費者被害についてわかりやすくお話しします。

費用
無料

- 対象 町内や会社などの各種団体
- 時間 1～2時間
- 場所 ご指定ください
- テーマ（例）
 - ① 高齢者の消費者被害
 - ② 若者に多い消費者被害
 - ③ 食品、景品表示の問題・・・など

詳細については事務局にお問い合わせください



検討委員会からの報告 ～ 申入れ報告 ～

検討委員長 島蘭 佐紀 弁護士

今回は、とちぎ消費者リンクがこれまでにを行った申入れのうち、10件目についてご報告したいと思います。

《10件目》 学習塾講習申込書の件



申入れをすることになった理由

学習塾の夏期講習申込書に、申込書提出後のキャンセルは費用を返金できない旨の記載がありました。

消費者契約法9条1号は、解除に伴う違約金を定める条項について、同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものについては、超える部分につき無効とするとしています。

この点、学習塾の夏期講習の場合、受講日の数週間前には登録のみで具体的準備には至っておらず、受講日の数日前であっても、具体的な講義をしていないことから、受講前に解除した場合に、受講料と同額の損害が発生することはないと思われます。

よって、解約の時期に関わらず、一律に受講料と同額の違約金を課すことを定める本件記載は、消費者契約法9条1号により、平均的損害を超える部分は無効と考えられます。

申入れの内容

事業者に対し、この条項の削除を求める申入れをしました。

事業者からの回答

指摘を受けた箇所について検討を重ねており、現時点で直ちに削除するとの結論に至っていないものの、意見を真摯に受け止め、今後の参考とするとの回答がありました。

結果

事業者から、直ちに改定するとの回答は得られなかったものの、意見を真摯に受け止めて今後の参考とするとのことであったため、申入れは終了としました。

今後も、学習塾の規約や申込書等について、本件のような条項や、その他、消費者の権利を害すると思われる条項等がありましたら、是非情報をお寄せいただければ幸いです。

消費者被害相談事例 ②

結婚式のキャンセル料



相談内容

結婚式場を二人で見に行きました。1年以上先の式場を押さえるために申込金として10万円を請求されたので支払ってきました。しかし、両家の希望日と折り合わないために、見合わせたいと連絡したところ、見積金額250万円の20%の50万円をキャンセル料として請求されました。事業者は規約に記載されているとおりと言いますが、納得いきません。



専門家からのアドバイス

（結論）

支払わなくてもよいのが原則です。

（理由）

事業者は、契約書で「申込金10万円」「1年以上前の解約金は見積金額の20%」と書いていることを理由に請求しています。しかし、結婚式の1年前であれば、式場を押さえることの他に具体的な準備はしていないし、他のカップルがその日時に入る時間的余裕があることから、キャンセルしたことによる事業者の損害というもの、ほとんどありません。消費者契約法では、キャンセルしたことによる事業者の損害がない場合には、契約書に書いてあったとしても、キャンセル料をもらうことができないとしています。実際、適格消費者団体の申入れにより、結婚式予定日より1年以上前でキャンセルした場合には、キャンセル料が発生しないとの規約に変更されたケースがいくつもあります。